

令和3年度第2回秋田市社会福祉審議会会議録

日 時：令和4年2月10日(木) 午後1時30分～午後2時15分

場 所：秋田市役所正庁

出席者：委員41名（委員58名中41名）

傍聴者なし

欠席者：稲見育大委員、泉谷和人委員、千葉俊彦委員、中川聖子委員

水澤聡委員、小玉智委員、森合清子委員、渡辺丈夫委員

（以上児童専門分科会：8名）

成田将輝委員、石垣智委員、佐々木明美委員

（以上障がい者専門分科会：3名）

菊地雅明委員、熊谷肇委員

（以上高齢者専門分科会：2名）

宇佐見昭一委員、黒崎義雄委員、原義彦委員、藤原美佐子委員

（以上地域福祉専門分科会：4名）

主な説明や意見

【「秋田市成年後見制度利用促進基本計画」の策定について】

(長寿福祉課)

※資料により説明

(尾野委員長)

ただいまの説明に質問や意見はないか。

(稲庭委員)

現場で課題となっているのは25ページに記載されている「不正防止の仕組み」である。現在は実際に不正があった際の処理の仕方が不透明なので、早期に体制を整備して欲しい。また「主な取組」の内容が具体性に欠けている。現場では、認知症、精神障がい、知的障がいなど対象者の状況によって起こりやすいトラブルはパターン化しているので、もう少し踏み込んだ内容のものにできないか。

(尾野委員長)

ご指摘の通り、27ページの主な取組は意識の醸成のみであり具体性に欠ける表現である。事務局いかがか。

(長寿福祉課)

家族が後見人の場合は制度の理解が重要になってくるため取組として挙げた。今年1月から権利擁護センターが開

設した。そこで受けた相談や対応を収集していきたいと考えている。本計画は2年間の計画となるが本計画期間に検討し、計画の見直しの際に具体的な取組について記載したい。

(稲庭委員)

本計画でも具体的な内容を記載してほしい。

(長寿福祉課)

計画が短期間であることもあり、本計画期間では現場からの声を集めるような体制づくりを整備し、次期計画に活かしていきたいと考えている。

(尾野委員長)

主な取組が意識の醸成だけでは実際に対応する現場では困るかと思う。権利擁護センターで事例の集めるとのことだったので「不正事案の収集」等記載してはいかがか。

※後ほど事務局から回答することとした。

(高杉委員)

任意後見人や市民後見人等、専門用語が多く分かりづらい印象を受けた。

(長寿福祉課)

本制度は法律に基づいた制度であり、分かりづらい表現もあるかと思う。2ページ目に成年後見制度の概要をまとめている。任意後見人は法定後見人と対になる言葉であり、本人自らが選び契約した後見人である。19ページにある市民後見人については一般市民が法定後見人として後見業務を受けるものである。これにより、市民感覚をもった人が後見人になる、本人とじっくり関われる等のメリットがあるが、後見業務を行うに当たり専門知識も必要になることから権利擁護センターで養成に向けた取組を行う。

(尾野委員長)

これは基本計画なので、2年間で今のようなことを普及啓発していければ良いと思う。パンフレット等に分かりやすく掲載してもらいたい。

(保泉委員)

今の質問に関連し、19ページの市民後見人の養成に向けた取組について意見を述べたい。現在法で規定されている第三者後見人は弁護士、司法書士、社会福祉士の3士業

となっている。第三者後見人だけでは充分ではなく、今後市民後見人の養成は重要になってくる。秋田県内では、横手市、三種町、湯沢市等市民後見人制度の先進事例があるので情報収集等を行い、具体的な計画にしていきたい。

(尾野委員長) 取組として基本計画に盛り込んであるので、今後しっかりと実行していくこととする。

(三浦雅子委員) 障がい者にも本制度が広まって欲しいと感じるが、現実的には親が高齢である、費用がかかる等、ハードルが高い。実際市民が後見人についての相談窓口はどこになるのか。

(稲庭委員) 今の質問に関連し質問する。19ページ2(2)相談ケースへの対応の中で各団体との連携すると記載されているが、この団体の中に精神保健福祉士を追加すべきだと思う。実際支援者として個別ケースの対応を行うのは精神保健福祉士である。

(事務局) 本計画を策定するにあたり、臨時委員として精神保健福祉士会を含めて6団体に参画いただいた。当該団体については18ページに記載されている協議会のメンバーとして参画していただく予定である。また19ページ2(2)については精神福祉士会だけでなく多くの団体との連携を図るため、社会福祉士会等という表現に変更したい。

先ほど稲庭委員から質問があった27ページの「主な取組」に記載する不正の未然防止策について、事務局で修正案を作成し分科会の承認をある形で修正してよろしいか。

(小林委員) 稲庭委員の意見を聞いていると不正への解決等を計画の中に入れるべきである。そのため不正への解決を施策8として追加してはいかがか。

(尾野委員長) 現段階でそのような訂正は難しいと感じる。計画期間も2年間であるため、解決案まで盛り込むよりは、27ページの主な取組をより具体的にすることで実効性を上げるこ

とが現実的である。修正を事務局と分科会に一任していただき、後ほど報告させていただくこととして良いか。

(異議なし)

※委員長および分科会により別添新旧対照表のとおり修正し答申することとした。

以上